

賃貸住宅にお住いの皆さまの  
家財や賠償責任等を補償します。

# わが家の保険

新家財総合保険

重要



ご契約に際しまして  
商品内容などの説明を  
ご覧ください

動画で  
チェック!



## ご契約に関するお問合せ (契約内容の変更・解約)

0120-953-827 携帯・PHS OK

受付時間 / 9:30~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

補償内容やお手続等についてご不明点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。

問い合わせ  
WEB受付



## お客様専用ページ (ご契約内容の確認)

お客様専用  
ログインページ



①弊社ホームページの「お客様専用ページ」をクリック

[URL] <http://www.associa-insurance.com>

②ログインIDとパスワードを入力

ログインIDとパスワードは、ご契約時にお渡しする「お客様専用ページのご案内」をご参照ください。

## 事故受付センター

0120-956-834 携帯・PHS OK

受付時間 / 24時間・年中無休

受付業務以外の業務 (初期対応等) は、9:30~17:00 (土日祝日・年末年始を除く) に限らせていただきます。

電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。

事故  
WEB受付



- ◆この冊子には、新家財総合保険「わが家の保険」についての重要事項を記載しています。ご加入前に必ずご一読のうえ、大切に保管してください。
- ◆ご契約の詳細は、弊社ホームページにて約款をご確認ください。( <http://www.associa-insurance.com> )
- ◆この保険の保険料は、地震保険料控除の対象ではないため、控除証明書は発行できません。  
※この保険の「地震火災費用保険金」は「地震保険」ではありません。
- ◆ご契約いただいた物件を退去する場合は、「契約内容変更依頼書」または「解約依頼書」のご提出が必要となります。  
※用紙は本冊子内にごございます。

# 補償内容のご案内

「わが家の保険」の補償内容の概要をご案内します。ご加入の際は、重要事項のご説明(P7～)にて、補償内容の詳細等をご確認ください。

賃貸住宅を取り巻くさまざまなリスクに対処し  
安心の賃貸住宅生活をサポートします!

## 目次

- 🏠 補償内容のご案内 ..... P1
- 🏠 こんな事故にご注意ください ..... P6  
(よくある事故と損害例)
- 🏠 重要事項のご説明 ..... P7
  - 契約概要のご説明 ..... P7
  - 注意喚起情報のご説明 ..... P9
  - その他のご説明 ..... P10
  - 特定保険業者であった少額短期保険業者の経過措置 ..... P11
- 🏠 契約内容変更依頼書・解約依頼書 ..... P12
- 🏠 もしも事故が起きてしまったら ..... P16  
(事故報告と保険金請求)
- 🏠 こんなときはご連絡ください ..... P16  
(契約内容の変更・解約のご連絡)



# 家財の補償

次の事故により借戸室内の家財に損害が生じた場合に、保険金をお支払します。



**POINT 1** 保険金は、損害が生じた家財と同等のものを新たに購入するために必要な標準的な額に基づいてお支払します。

**POINT 2** ①～⑧の事故により、**持ち出し家財**が他の建物内で損害を受けた場合も補償します。(現金は補償対象外)

**POINT 3** **思わぬ出費も補償**する、各種費用保険金もごさいます。

### 地震火災費用

地震・噴火・津波を原因とする火災により家財が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合  
 ①家財を収容する建物が半焼以上となったとき  
 ②①の場合の他に、家財が全焼となったとき

※地震保険ではありません。

### 臨時費用

①～⑦の事故により家財が損害を受け保険金が支払われる場合にお支払いたします。

### 残存物取片付け費用

①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合において保険の対象となる物の残存物の取片づけに必要な費用が生じた場合にお支払いたします。

### 失火見舞費用

①または③の事故を原因として第三者の所有物が損壊した場合（被保険者以外の者が占有する部分から発生した場合を除く）にお支払いたします。

### 損害防止費用

①～③までの事故により損害保険金が支払われる場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益な所定の費用を支出した場合にお支払いたします。

## ○ お支払いできる場合



台風による洪水で借戸室が床上浸水してしまい、部屋の中の家具や家電、洋服などに損害が出た。



空き巣に入られ、部屋に置いていたパソコンや現金を盗まれた。

※家財は50万円まで、現金は20万円まで補償します。  
 ※警察署への盗難被害の届出が必要です。

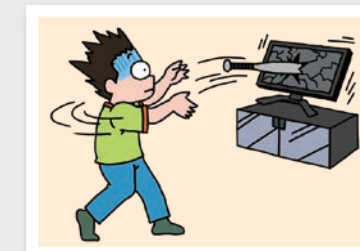
- たこ足配線の漏電が原因で火災を起こしてしまい、家具や家電、洋服などが焼失してしまった。
- 階下の部屋で出火し、延焼して被保険者の戸室まで燃え広がり、家具などが焼失した。
- 落雷によりテレビが故障して映らなくなった。
- 上階からの水漏れにより、パソコンが故障した。
- 借戸室の駐輪場に置いていた自転車が盗まれてしまった。
- 国内旅行で宿泊したホテルで火災が発生し、客室内に置いていたバッグなどが焼失した。  
 ※現金は持ち出し家財の補償対象外です。  
 ※100万円または家財保険金額の20%の、どちらか低い額を限度に補償します。

## ✕ お支払いできない場合



ソファに焦げ跡がついてしまった。

※焦げ跡や煤の付着、変形変色などで火災に至らないものは、補償の対象となりません。



子供がおもちゃをぶつけて、テレビの画面が割れてしまった。

- 落雷によりパソコンに保存していたデータが消えた場合のデータの損害  
 ※データやプログラムは補償対象外です。
- 屋根の老朽化で雨漏りし、パソコンが濡れて故障してしまった。
- 駅前の駐輪場に停めていた自転車を盗まれた。
- 車上荒らしに遭い、車の中に置いていたデジタルカメラやパソコンを盗まれた。  
 ※借戸室内または日本国内の他の建築物内で盗難被害に遭った場合のみ補償されます。
- 窓を閉め忘れて外出してしまい、雨が降って窓際に置いていたパソコンやテレビが壊れた。
- 地震の揺れでテレビが台から落ち、壊れてしまった。

※実際の保険金審査の際は、事故に関する様々な事情を複合的に考慮して判定しますので、判定結果が本紙記載内容と異なる場合があります。





## お部屋の 修理費用の補償

次の事故による損害について、被保険者が自費でこれを修理した場合に、被保険者が負担した修理費用に対し保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	修理費用補償拡大特約	
	あり	なし
<b>火災</b> <b>落雷</b> <b>破裂・爆発</b> <b>風災・ひょう災・雪災</b> <b>盗難</b> <b>建物外部からの物体の落下・衝突等</b> <b>騒じょう等</b> <b>給排水管設備の事故または他人の戸室で生じた事故による水濡れ</b> <small>これらの事故により生じた借戸室の損害</small>	 <b>1事故 100万円限度</b>	 <b>1事故 100万円限度</b>
<b>専用水道管・給湯器・便器の凍結による損害</b>	 1事故 10万円限度 <small>(凍結防止費用は1万円限度)</small>	 1事故 10万円限度 <small>(凍結防止費用は1万円限度)</small>
<b>洗面台の破損</b> <b>便器の破損</b>	 1事故 30万円限度 <b>自己負担なし</b>	 1事故 30万円限度 <b>自己負担 1万円</b>
<b>窓ガラス(*)の破損</b> <small>※借戸室内の部屋と部屋を仕切るドア等のガラスは含みません。</small>	 1事故 10万円限度	 1事故 10万円限度
<b>浴槽の破損</b>	 1事故 30万円限度	 補償なし
<b>借戸室内での被保険者死亡による借戸室損害</b>	 1事故 100万円限度	 補償なし(*)
以下の事由により、自費で玄関ドアロックを交換した場合 <b>玄関ドアの鍵の盗難</b> <b>ピッキングによるドアロック開錠</b> <b>故意に玄関ドアロックの機能を喪失・阻害する行為により</b> <b>ドアロックの機能の一部または全部が失われた</b>	 <b>ドアロック交換費用</b> 1事故 3万円限度	 補償なし

※被保険者の死亡に係る修理費用担保特約が付帯されている場合（更新のみ引受可）は、1事故につき30万円を限度に補償します。

### ○ お支払いできる場合

- 気温の変化により、網入り窓ガラスにヒビが入った。
- 模様替えの際、誤って家具が当たってベランダの窓ガラスが割れてしまった。
- 化粧瓶を落として洗面ボウルを割ってしまった。

#### 修理費用補償拡大特約付きの場合のみ

- 浴室で転倒し、浴槽がヒビ割れてしまった。
- 借戸室内で被保険者が亡くなり、消臭や特殊清掃が必要になった。
- 外出先で鍵を盗まれたため、ドアロックを交換した。

### ✕ お支払いできない場合

- トイレ掃除中に、壁についていたトイレペーパーホルダーを壊してしまった。
- 子供が部屋と部屋の間の仕切り戸にぶつかり、仕切り戸のプラスチック板を割ってしまった。
- 引越して家具や荷物を運んでいるときに、誤って床や壁を傷つけてしまった。
- 雨漏りで壁紙が剥がれてしまった。
- 近所で不審者の不法侵入事件があり、気持ちが悪いので予防のためドアロックを交換した。

※借家人賠償責任担保拡張特約でお支払いできる場合があります。

※実際の保険金審査の際は、事故に関する様々な事情を複合的に考慮して判定しますので、判定結果が本紙記載内容と異なる場合があります。



## お隣さんなど 第三者に対する 賠償責任の補償

**借戸室の使用・管理や日常生活に起因する偶然な事故**により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払いします。

### ○ お支払いできる場合

- 洗濯機の給水ホースが外れて水漏れを起こし、下の階の住人の家具や家電などに損害を与えてしまった。
- ベランダに置いていた植木鉢が落ちてしまい、下に停めてあった他人所有の自動車にキズを付けてしまった。
- 自転車に乗っている際に歩行者にぶつかってしまい、相手に怪我をさせた。
- 子供がボールで遊んでいて、うっかり他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

### ✕ お支払いできない場合

- 自動車を運転していて、他人の自動車にぶつけてキズをつけてしまった。
- 被保険者が仕事で訪問した取引先で備品を壊してしまった。
- 友人から借りていたパソコンを、うっかり落として壊してしまった。
- 共用部分の水道管が老朽化により漏水し、階下の住人の家具や家電などに損害が出た。



## 大家さんに対する 賠償責任の補償

**火災、破裂・爆発、給排水設備の使用・管理に起因する水濡れ**  
**その他不測かつ突発的な事故**(\*)により借戸室を損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払いします。

※その他不測かつ突発的な事故による補償は、借家人賠償責任担保拡張特約が付帯されている場合に限りです。

### ○ お支払いできる場合

- タバコの火を消し忘れてしまい、借戸室を焼失させてしまった。
- 洗濯機の給水ホースが外れて、借戸室の床が水浸しになった。
- 浴槽にお湯をためるために蛇口を開けたまま忘れてしまい、お湯が溢れて借戸室の床が水浸しになった。
- カセットガスの扱いを誤り、爆発して借戸室の壁や床、天井にキズをつけてしまった。

#### 借家人賠償責任担保拡張特約付きの場合

- 部屋の模様替えで、家具を移動した際に壁に穴をあけた。

### ✕ お支払いできない場合

- 水道管の老朽化により水漏れが生じ、借戸室の床が水浸しになった。
- タバコのヤニで壁紙が黄ばんでしまった。
- ペットが室内で尿をしてしまい、フローリングが変色した。
- 結露により、内壁にカビが発生した。

※実際の保険金審査の際は、事故に関する様々な事情を複合的に考慮して判定しますので、判定結果が本紙記載内容と異なる場合があります。



# こんな事故にご注意ください!!

**水漏れ  
事故**



**洗濯機の給水ホースが外れてる!!**

不注意で水漏れを起こした場合、ご自身の家財に損害が出るだけでなく、床や天井などの修復費や階下の方の家具・寝具・家電などの損害を賠償しなければなりません。

**ご自身の家財の損害**

家財水ぬれ損害  
合計 **420万円**

**階下の方への損害賠償費用**

家財水ぬれ損害 ..... 420万円  
ホテル仮住まい10日間 ..... 10万円  
合計 **430万円**

**大家さんへの損害賠償費用**

床・壁・天井の張替え費用など  
合計 **250万円**

**自己家財損害+賠償金 総額 1,100万円**

水漏れが2階下、3階下のお部屋にまで達するなど、被害がさらに拡大することも!

## 重要事項のご説明

●ご契約について重要な事項をご説明しています。ご契約前に必ずご一読ください。  
●保険契約者と被保険者が異なる場合は、この書面内容を被保険者にもご説明ください。  
●約款内容は弊社ホームページ (<http://www.associa-insurance.com>) からご確認いただけます。(冊子をご希望の場合は、0120-953-827へお申し出ください。)

### 契約概要のご説明

ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みください。

本書面は、ご契約に関する全ての事項を記載したものではありません。詳細は、約款をご参照いただくか、弊社までお問合せください。

- 商品の仕組み**  
新家財総合保険「わが家の保険」は、家財損害の補償を中心に、借戸室の修理費用や、貸主・第三者に対する損害賠償責任なども補償する、すべての住宅居住者様のための保険です。本保険は、普通保険と各種特約により構成されており、補償内容はご契約プラン(特約の有無)によって異なりますので、保険契約申込書にて詳細をご確認ください。
- 補償の内容**  
(1) 保険金をお支払いする主な場合  
①家財担保条項: 保険の対象である家財の損害と、これに付随する費用に対して、保険金をお支払いします。  
●保険の対象: 保険契約証等記載の住宅に収容された、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財をいい、次のものを除きます。  
①自動車(125cc以下の原動機付自転車を除く) ②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手(盗難の場合を除く) ③1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等 ④稿本、設計図、図案、証書、帳簿 ⑤商品、営業用什器、営業用備品 ⑥コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ ⑦動物、植物

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金	次の事故により家財に損害が生じた場合 (ア)火災 (イ)落雷 (ウ)破裂、爆発 (エ)風災、ひょう災、雪災(損害が20万円以上となった場合に限り) (オ)建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊 (カ)給排水設備の事故、他戸室での事故による水漏れ (キ)騒ぎょう、労働争議等	損害の額(家財保険金額限度) ※家財の損害額は、再調達価額(30万円以下の貴金属等については時価額)を基準に算定します。
	家財、預貯金証書	損害の額(50万円限度)
	(ク)盗難 30万円以下の貴金属等 通貨	損害の額(10万円限度) 損害の額(20万円限度)
家財補償	被保険者/被保険者と生計を共にする同居親族により、保険契約証等記載の住宅から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内で、損害保険金(ア)~(ク)の事故により損害が生じた場合	損害の額(100万円または家財保険金の20%のいずれか低い額限度)
	水災(台風、豪雨等による洪水等)によって家財が損害を受け、次の状態が生じた場合	(ア)家財に再調達価額の30%以上の損害発生 損害の額×縮小割合70%(損害の額は保険金額限度) (イ)家財に再調達価額の15%以上30%未満の損害発生 保険金額×支払割合10%(損害の額限度) (ウ)上記(ア)(イ)に該当しない場合で、床上浸水により家財に損害発生 保険金額×支払割合5%(損害の額限度)

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
臨時費用保険金	損害保険金(ア)~(キ)の事故により損害保険金が支払われる場合	損害保険金×30%(100万円限度)
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金(ア)~(キ)の事故により損害保険金が支払われる場合	取片づけ費用実費(損害保険金の10%限度)
失火見舞費用保険金	借戸室から発生した火災、破裂、爆発により損害保険金が支払われる場合で、これにより第三者の所有物に損害が生じたとき	20万円×被災世帯数(家財保険金額の20%限度)
地震火災費用保険金	地震、噴火、津波を原因とする火災により家財に損害が生じ、家財を収容する建物が半焼以上、または家財が全焼となった場合	家財保険金額×5%

②修理費用担保特約・修理費用補償拡大特約

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額		
		修理費用補償拡大特約	あり	なし
修理費用保険金	損害保険金(ア)~(ク)の事故により借戸室に損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき自費でこれを修理した場合(借家人賠償責任担保特約の補償対象となる事故を除きます。)	実際に負担した修理費用の額(修理費用保険金額限度)		
	借戸室の専用水道管、給湯器、便器に凍結による損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき自費でこれを修復させた場合	実際に負担した復旧費用/凍結防止費用(10万円限度。凍結防止費用は1万円限度。)		
	借戸室内の洗面台、便器に破損による損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(30万円限度)	実際に負担した修理費用から1万円を差引いた額(30万円限度)	
	借戸室の窓ガラスに破損による損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(10万円限度)		
ドアロック交換費用保険金	借戸室内の浴槽に破損による損害が生じ、被保険者が貸主との契約に基づき自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(30万円限度)	補償なし	
	被保険者が借戸室内で死亡したことにより借戸室に損害が生じ、当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が自費でこれを修理した場合(注2)	実際に負担した修理費用の額(100万円限度)		補償なし
	次の事由により、被保険者が自己の費用でドアロック(※)を交換した場合※借戸室の玄関ドアのドアロックをいいます。 (ア)借戸室の玄関ドアの鍵が盗取されたこと (イ)ドアロックがピッキングにより開錠されたこと (ウ)ドアロックが、いたずら等によりその機能の一部または全部を失ったこと	実際に負担した交換費用の額(3万円限度)		補償なし

(注1) 当該被保険者の法定相続人、保証人、相続財産管理人および他の被保険者をいいます。  
(注2) 被保険者の死亡に係る修理費用担保特約を付帯した場合は、1事故につき30万円を限度に、実際に負担した修理費用を補償します。  
●修理費用: 借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいい、次の修理費用を除きます。

- ①建物の主要構造部 ②借用住宅の居住者が共同で利用するもの
- ③借用室の自然消耗、性質によるさび、カビ、変質・瑕疵による損害
- ④借用室の貸主への明け渡し時または明け渡し後の、原状回復費用のうち、修理費用保険金の支払事由以外を原因とするもの



- ③個人賠償責任担保特約・借家人賠償責任担保特約・被保険者死亡に係る借家人賠償責任担保追加特約・借家人賠償責任担保拡張特約

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	日本国内で発生した次の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア) 借戸室の所有、使用、管理に起因する事故 (イ) 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	被保険者が負担する損害賠償金 (個人賠償責任保険金額限度)
借家人賠償責任保険金	被保険者が次の事故により借戸室を損壊させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合 (ア) 火災、(イ) 破裂・爆発、 (ウ) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	被保険者が負担する損害賠償金 (借家人賠償責任保険金額限度)
借家人賠償責任担保拡張特約付帯の場合	(エ) その他不測かつ突発的な事故	
被保険者死亡に係る借家人賠償責任保険金	借戸室内における被保険者の死亡により借戸室に損害が生じ(被保険者の責めに帰すべき事由に起因する場合に限ります。)、貸主に対して負った法律上の損害賠償責任を当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が負担した場合	当該被保険者に代わって借戸室を修理すべき者(注1)が負担する損害賠償金 (被保険者の死亡に係る修理費用担保特約が付帯されている場合に30万円限度、修理費用補償拡大大特約が付帯されている場合に100万円限度)

(注1) 当該被保険者の法定相続人、保証人、相続財産管理人および他の被保険者をいいます。

## (2) 保険金をお支払いできない主な場合(免責事由)

主な免責事由は次の通りです。(詳細は約款をご確認ください。)

共通
■保険契約者・被保険者等の故意 ■戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ■地震・噴火・津波(地震火災費用保険金を除く) ■核燃料物質・放射能汚染による事故
家財担保条項(家財補償・付随費用補償)
■保険契約者・被保険者等の重大な過失・法令違反 ■保険契約者・被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ■事故の際における紛失・盗難 ■保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ■持ち出し家財である自転車・原動機付自転車(125cc以下)の盗難
修理費用担保特約・修理費用補償拡大大特約
■保険契約者・被保険者・借戸室の貸主等の故意・重大な過失・法令違反 ■保険契約者・被保険者・借戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
個人賠償責任担保特約
■被保険者の職務執行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者が職務に使用する動産・不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ■同居の親族に対する損害賠償責任 ■被保険者の使用人(家事使用人を除く)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ■被保険者と第三者との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ■被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ■暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ■航空機・船舶・車両(自転車を除く)・銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任

## 借家人賠償責任担保特約・被保険者死亡に係る借家人賠償責任担保追加特約・借家人賠償責任担保拡張特約

■借戸室の改築・増築・取壊し等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った場合を除く)(借家人賠償責任担保特約に限ります。) ■被保険者と貸主との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ■被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任 ■被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ■借戸室に発生した次の損害(借家人賠償責任担保拡張特約に限ります。)  
①借戸室の欠陥によって発生した損害、②借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害、③湿気によって生じた損害、④ねずみ食い、虫食い等による損害、⑤借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害または借戸室の使用により不可避的に発生する汚損、すり傷、かき傷等の損害、⑥被保険者の所有または管理する動物(借戸室の賃貸借契約において飼育が認められているか否かを問いません。が借戸室を損壊させたことによる損害、⑦差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって発生した損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。⑧借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居している者(借戸室の賃貸借契約において同居が認められているか否かを問いません。の故意によって生じた損害、⑨借戸室に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害、⑩不測かつ突発的な外來の事故に直接起因しない借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害、⑪土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害、⑫電球、ブラウン管等の管球類に発生した損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合については、この限りではありません。⑬風、雨、雪、ひょうもしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって発生した損害

## 3 主な特約とその概要

- 法人等契約の被保険者に関する特約  
保険契約者が法人・個人事業主で、その役員・使用人が借戸室に居住する場合に適用されます。これにより、記名することなく当該役員・使用人をこの保険契約の被保険者とすることができます。
- 同居人契約の被保険者に関する特約  
被保険者に生計を共にする親族以外に同居人(賃貸借契約書等における借主・同居人に限る)がいる場合に適用され、これにより、当該同居人をこの保険契約の被保険者とすることができます。

## 4 保険期間

保険期間は加入プランにより1年または2年です。

## 5 引受条件(保険金額等)

- 家財担保条項では家財保険金額が補償の上限となりますので、家財保険金額が家財の再調達価額に不足する場合、万一の事故の際に十分な補償を受けられない可能性があります。また、家財の再調達価額を超える家財保険金額を設定いただいても、実際の損害額を超えて保険金をお支払いすることはありません。
- この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

## 6 保険料

- 保険料は、保険期間・保険金額・付帯される特約によって決定されます。
- 保険料は、お申込み時に指定した払込方法により、保険契約申込書記載の保険料をお支払いください。

## 7 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

## 8 解約と解約時の保険料返戻(解約返戻金)

- 保険契約を解約される場合は、本冊子巻末の「解約依頼書」に必要事項をご記入のうえ弊社へご郵送ください。
- 保険期間の途中で解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返戻します。(※1)
- 保険料分割払いの場合、解約時の保険料返戻はありません。

### 【1年契約の場合】

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times (1 - \text{解約係数} (\text{※2}))$$

### 【2年契約の場合】

① 解約日が保険始期から1年以内(残り期間が1年以上)である場合

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times \frac{1}{2} \times (1 - \text{解約係数} (\text{※2})) + \text{保険料} \times \frac{1}{2}$$

▶1年目の保険料については解約係数によって算出される額を返戻し、2年目の保険料については全額を返戻します。

② 解約日が保険始期から1年超(残り期間が1年未満)である場合

$$\text{解約返戻金} = \text{保険料} \times \frac{1}{2} \times (1 - \text{解約係数} (\text{※3}))$$

## 注意喚起情報のご説明

お客様にとって不利益となる場合など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

本書面は、ご契約に関する全ての事項を記載したものではありません。詳細は、約款をご参照いただくか、弊社までお問合せください。

## 1 クーリングオフ(お申込みの撤回等)

- 契約のお申込み後であっても、次のとおり、契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。
- お申込日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフができます。
  - クーリングオフは、取扱代理店ではお申し出を受け付けられません。上記期間内(8日以内の消印有効)に、ハガキ等に下記の必要事項を記載のうえ弊社宛てに必ず郵便にてご通知ください。保険業法の一部改正により、電磁的記録によるクーリングオフも2022年5月より受け付ける予定です。詳しくは弊社ホームページよりご確認ください。
  - クーリングオフされた場合は、保険料は速やかに全額お返しし、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。
  - すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合は、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

【宛先】〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル2F 株式会社あそしあ少額短期保険 クーリングオフ係
【必要事項】①クーリングオフされる旨 ②契約申込年月日 ③保険契約者の氏名(捺印)、住所、連絡先電話番号 ④契約番号(申込書管理番号) ⑤取扱代理店名

## 2 告知義務(ご契約時のお申し出いただく事項)

保険契約申込書に記載する次の事項は、ご契約に関する重要事項(告知事項)です。保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。告知事項に関して、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知した場合には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】①保険契約者の氏名(名称)・住所 ②被保険者の氏名 ③家財を収容する建物の所在地・用途 ④世帯構成人数 ⑤同一被保険者に係る弊社の他の保険契約の有無
--

## 3 通知義務(ご契約後にご連絡いただくべき事項)

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なく弊社または取扱代理店へご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

【通知事項】①家財全部の譲渡 ②家財を収容する建物の用途変更 ③引越等により家財全部を他の場所へ移転すること ④その他、告知事項の内容の変更
--

▶すでに経過している1年目については保険料の返戻はありません。2年目の保険料について、解約係数によって算出される額を返戻します。

- ※1: 端数処理の過程で、実際の返戻額が上記計算式の結果と若干前後する場合があります。
- ※2: 解約係数は、既経過月数(保険始期から解約日までの月数)に応じて異なります。下記の解約係数表をご確認ください。
- ※3: 2年契約の②の場合は、解約係数表の( )内の既経過月数に応じた解約係数を適用します。
- ※4: 既経過月数は、1か月に満たない期間は1か月として計算します。

### ◀解約係数表▶

既経過月数(※4)	解約係数	既経過月数(※4)	解約係数
1か月(13か月)	0.65	7か月(19か月)	0.84
2か月(14か月)	0.68	8か月(20か月)	0.87
3か月(15か月)	0.72	9か月(21か月)	0.91
4か月(16か月)	0.75	10か月(22か月)	0.94
5か月(17か月)	0.78	11か月(23か月)	0.97
6か月(18か月)	0.81	1年(2年)	1.00

## 4 重大事由による解除、失効等

- 保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社はご契約を取り消すことができます。
- 保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合、ご契約は無効となります。
- ご契約後に保険の対象である家財の全部が滅失した場合、ご契約は失効します。

## 5 保険責任の開始時期

保険責任は、保険契約証等記載の保険期間初日の0時に開始します。ただし、新規契約の保険期間が開始した後であっても、保険料領収前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。(※)  
※保険料コンビニ払いの場合は、保険始期の属する月の翌末日まで保険料の払込み猶予があり、猶予期間内に発生しない保険事故についても、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。なお、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は当初から成立しなかったものとします。

## 6 保険金をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない場合については、契約概要の2(2)または約款をご参照ください。

## 7 特約の補償重複

本保険のご契約にあたっては、次表のように、補償内容が同様の保険契約(家財保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえでご契約ください。(注)  
(注) 1契約のみに特約がセットされている場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1 個人賠償責任担保特約	他社の自動車保険の個人賠償責任担保特約
2 個人賠償責任担保特約	他社の傷害保険の個人賠償責任担保特約



## 8 保険料の払込猶予期間

- 新規契約の場合、保険料の払込猶予期間はありませぬ（口座振替およびコンビニ払いを除く）。
- 保険契約申込書記載の保険料払込方法が口座振替である場合、払込期日に指定口座から保険料を振替えますので、事前に十分な額をご用意ください。払込期日に払込みが無い場合は、払込期日の翌々月末日（※）まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無い場合は、ご契約は当初から成立しなかったものとします。  
※保険契約者に故意・重大な過失が無い場合に限りです。
- 保険料分割払いの場合、第2回目以降の保険料は払込期日の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無い場合は、払込期日の翌日に失効します。
- 更新契約の払込猶予期間については9をご確認ください。

## 9 保険契約の更新

- 保険期間満了日の2か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- 保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日までに更新契約の保険料をお払込みください。
- 更新前契約の満了日までに更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込が無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。

## 10 保険期間中または更新時の保険料・保険金額の変更

- この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

- この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認められた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金の支払状況等によりこの保険が不採算となり保険契約の引受が困難となった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

## 11 少額短期保険業者が経営破たんした場合

弊社を含め少額短期保険業者が経営破たんした場合であっても、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約にも該当しません。

## 12 少額短期保険業者がお引受け可能な保険契約

弊社は特定保険業者であった少額短期保険業者として経過措置の適用を受けています。詳しくは次ページの「特定保険業者であった少額短期保険業者の経過措置」をご確認ください。

## 13 ADR機関（裁判外紛争解決機関）について

弊社へのご意見・苦情等のお申し出は、下記窓口にて承ります。頂戴したご意見を真摯に受け止め対応いたします。  
なお、お客様の必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、弊社が契約する指定紛争解決機関「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室	弊社苦情受付窓口
TEL:0120-82-1144 受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00 (土日祝日を除く)	TEL:0120-936-120 受付時間 9:30～17:00 (土日祝日を除く)

## その他のご説明 ご契約についてご注意いただきたい事項を記載しています。

### 1 ご契約時にご注意いただきたいこと

- 補償が重複する複数の保険契約に加入したり、家財の再調達価額を超える保険金額を設定した場合でも、損害の額を超えて保険金が支払われることはありません。補償内容や保険金額、ご契約の可否を十分ご確認のうえ、ご契約ください。
- 弊社は、1事故あたり1,000万円を超える部分を含め、この保険について弊社が選定した保険会社に再保険契約を手配しています。（詳細は、弊社ホームページをご参照ください。）
- 取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付、契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。
- 弊社は地震保険を取り扱っておりません。この保険の保険料は地震保険料控除の対象とはなりませんので、ご了承ください。（この保険における「地震火災費用保険金」は、法律上の地震保険とは異なります。）

### 2 ご契約後にご注意いただきたいこと

- 保険料を現金または振込にてお払込みいただいた場合、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、ご確認ください。
- ご契約の成立を証明するものとして、インターネット上の「お客様専用ページ」(※)に保険契約証画面を表示しますので、ご確認ください。なお、ご希望があれば紙面での保険証券の発行も承りますので、弊社へお申し出ください(0120-953-827)。  
※「お客様専用ページ」へのログインID・パスワードは、お申込時または保険料払込時に書面にてお知らせいたします。

### 3 保険金のご請求

- 万一事故が発生した場合は、すみやかに弊社事故受付センターへご連絡ください。事故受付後、お手続の流れや必要書類についてご案内いたします。

**事故受付センター:0120-956-834**  
(一次受付は24時間・365日)

- 保険金をご請求の際は、事故原因や損害の状況・程度等を確認し適切に保険金をお支払いするため、弊社が求める必要書類をご提出いただけます。必要書類のご提出が不備なく完了した日から、その日を含め30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別の照会・調査が不可欠な場合には、以下の日数を経過する日までとします。  
①災害救助法が適用された災害の被災地域における調査:60日  
②専門機関による鑑定等の結果の照会:90日  
③警察・検察・消防その他の公的機関による捜査結果または調査結果の照会:180日  
※保険契約者・被保険者が正当な理由なく弊社の調査を妨げ、または調査に応じなかった場合は、その期間は上記期間に含まれません。
- 賠償事故については、弊社や取扱代理店がお客様に代わって示談交渉を行うことはできません。示談交渉をすすめるにあたっては、必ず事前に弊社へご相談ください。
- 保険金請求権は、3年の時効により消滅しますのでご注意ください。

### 4 支払時情報交換制度

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

## 特定保険業者であった少額短期保険業者の経過措置

### (1) 少額短期保険業者がお引き受け可能な保険の範囲

弊社は保険業法に基づき、以下の全てに該当する保険のお引き受けを行っています。（弊社は特定保険業者であった少額短期保険業者として、保険業法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第33号）附則に規定された経過措置の適用を受けています。）

- ① 保険期間は2年以内
- ② 被保険者1名についての保険金額合計額（複数の契約にご加入の場合はそれらの合計額。下表において同じ。）は、低発生率保険以外の補償と低発生率保険の補償に区分して、それぞれ下表の金額が上限となります。また、弊社では保険金額合計額の規制を遵守するため、1事故における保険金の合計支払限度額を下表の金額と一致させています。

	被保険者の加入時期	限度額
①	平成25年3月31日以前に保険責任（*1）が開始する保険契約を更新または更改（保険期間満了時に同一保険種類の新規契約に加入し直すことをいいます。新家財総合保険にあっては、家財総合保険からの切替を含みます。以下同じ。）するとき（2回以上更新または更改する場合を含みます。以下同じ。）の被保険者。ただし、更新にあっては更新拒否の申し出期限（*2）が令和5年3月31日までの者に限り、更改にあっては新規契約の申込日が令和5年3月31日までの者に限ります。	5,000万円。ただし、当該被保険者が平成30年3月31日に加入していた保険金額合計額または2,000万円のいずれか高い金額を限度とします。
②	平成25年4月1日以降に保険責任（*1）が開始する保険契約であって、申込日が平成30年3月31日以前のものを更新もしくは更改するときまたは平成30年3月31日以前に純新規契約（更改でない新規契約をいいます。以下同じ。）の申込みをするときの被保険者。ただし、更新にあっては更新拒否の申し出期限（*2）が令和5年3月31日までの者に限り、更改にあっては新規契約の申込日が令和5年3月31日までの者に限り、純新規契約にあっては申込日が令和5年3月31日までの者に限ります。	3,000万円。ただし、当該被保険者が平成30年3月31日に加入していた保険金額合計額または2,000万円のいずれか高い金額を限度とします。
③	平成30年4月1日以降に純新規契約の申込みをし、または申込日が平成30年4月1日以降の保険契約を更新もしくは更改するときの被保険者。ただし、純新規契約にあっては申込日が令和5年3月31日までの者に限り、更新にあっては更新拒否の申し出期限（*2）が令和5年3月31日までの者に限り、更改にあっては新規契約の申込日が令和5年3月31日までの者に限ります。	2,000万円
④	令和5年4月1日以降に純新規契約の申込みをし、または令和5年4月1日以降に更新もしくは更改するときの被保険者。ただし、更新にあっては更新拒否の申し出期限（*2）が令和5年3月31日までの者を除き、更改にあっては新規契約の申込日が令和5年3月31日までの者を除きます。	1,000万円

（\*1）保険契約上の責任をいいます。（\*2）満了日の1か月前が更新申し出拒否期限となります。

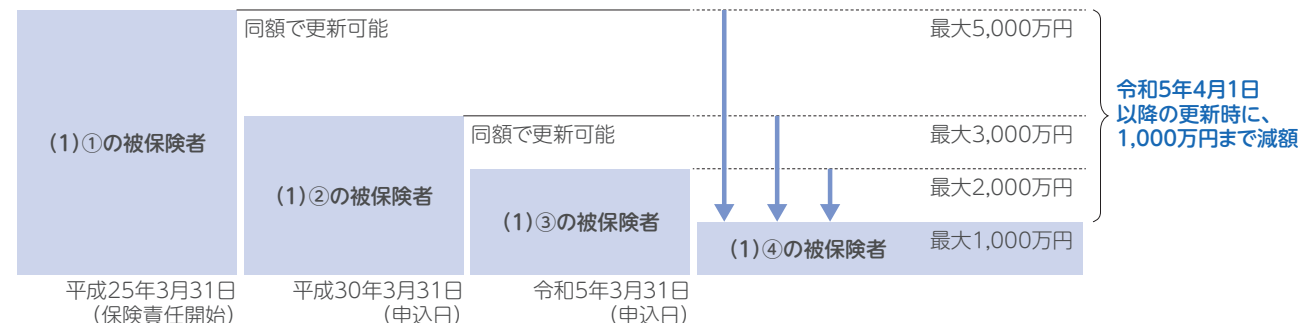
- ③1保険契約者について引き受けるすべての保険の被保険者の総数は、100名が上限となります。（ただし、1保険契約者についての低発生率保険以外の保険金額合計額が10億円以下かつ低発生率保険の保険金額合計額が10億円以下である場合は、この限りではありません。）

### (2) 経過措置の期限

弊社が特定保険業者であった少額短期保険業者として適用を受けている保険業法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第33号）附則に規定された経過措置は、令和5年3月31日までの時限措置です。したがって、同年4月1日以降にお申込みの新規契約または同日以降が更新申し出拒否の期限（満了日の1か月前）となる更新契約の被保険者につきましては、(1)の表④に記載の1,000万円が限度額となります。1,000万円を超える保険金額合計額でご加入いただいている被保険者につきましては、令和5年4月1日以降の更新申し出拒否期限までに更新拒否のお申し出をいただかなかったとしても、同額で更新することはできません。また、複数の保険契約にご加入されている被保険者につきましては、更新を迎える契約が1,000万円以下の保険金額であっても他の保険契約の保険金額との合計で1,000万円を超える場合は、当該契約を更新いただくことができません。あらかじめご了承ください。

### (3) 経過措置および弊社の保険金額合計額

上記(1)および(2)を図示すると、次のとおりです。



# 契約内容変更依頼書 記入例

保険内容の変更が必要な場合は、「契約内容変更依頼書」の太枠内に必要事項をご記入のうえ、弊社へご郵送ください。

WEBからも  
変更手続きが  
できます。



契約者様ご自身  
でご記入・ご捺  
印ください。

変更前のお名前・  
ご住所をご記入  
ください。

変更後の内容を  
記入してください。

契約者名の変更  
の場合、新契約  
者名でのご捺印  
をお忘れなくお  
願いたします。

**契約内容変更依頼書 (新家財総合保険「わが家の保険」)**  
株式会社あそしあ少額短期保険 御中 下記の通り保険契約内容の変更を依頼します。 必要事項をご記入のうえ、原本を下記送付先までご郵送ください。

記入日	2019年12月25日	変更日	2020年01月15日
← こちらの欄には、変更前の内容を記載してください。		↑ こちらの日付をもって契約内容を変更します。	
契約者名	フリガナ アソシア ハナコ あそしあ 花子	捺印欄	契約番号 AS00000000
契約者住所	〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 あそしあマンション201号室	連絡先	(090) 0000-0000
保険の契約者	フリガナ カザイ ハナコ 家財 花子	捺印欄	生年月日 1985年01月01日
被保険者 (入居者)	フリガナ 生年月日	捺印欄	連絡先
保険の契約者住所	フリガナ 〒 - 都道府県		
被保険者 (入居者) 住所・情報	フリガナ 〒 - 都道府県		
その他	世帯構成人数 大人 ( 2 ) 人 子供 (18歳未満) ( ) 人		

送付先 〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル 2階 株式会社あそしあ少額短期保険 行

会社使用欄

# 契約内容変更依頼書 (新家財総合保険「わが家の保険」)

株式会社あそしあ少額短期保険 御中 下記の通り保険契約内容の変更を依頼します。 必要事項をご記入のうえ、原本を下記送付先までご郵送ください。

必ず記入・捺印してください。

記入日	20 年 月 日	変更日	20 年 月 日
← こちらの欄には、変更前の内容を記載してください。		↑ こちらの日付をもって契約内容を変更します。	
契約者名	フリガナ	捺印欄	契約番号
契約者住所	〒 - 都道府県		連絡先 ( )

変更のある項目について、記入・捺印してください。

保険の契約者	フリガナ	捺印欄	生年月日	連絡先
被保険者 (入居者)	フリガナ	捺印欄	生年月日	連絡先
保険の契約者住所	フリガナ 〒 - 都道府県			
被保険者 (入居者) 住所・情報	フリガナ 〒 - 都道府県			
その他	世帯構成人数 大人 ( ) 人 子供 (18歳未満) ( ) 人			

送付先

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル 2階 株式会社あそしあ少額短期保険 行

会社使用欄



# 解約依頼書 記入例

ご契約を解約なさる場合は、「解約依頼書」の太枠内に必要事項をご記入のうえ、弊社へ**ご郵送**ください。

WEBからも  
解約手続きが  
できます。



契約者様ご自身  
でご記入・ご捺  
印ください。

退去を理由とす  
るご解約の場合  
は、退去日を記  
入してください。

退去する物件・  
号室を記入して  
ください。  
(戸建の場合は  
住所を記入して  
ください。)

必ず、契約者ご本  
人名義の口座を  
ご指定ください。

解約完了通知の  
送付をご希望の  
場合は、送付先を  
ご記入ください。

**解約依頼書 (新家財総合保険「わが家の保険」)**

※ご記入前に必ず、ご一読願います※

(1) 本書類は、**ご契約者様ご本人の直筆**でご記入願います。(太線内は全て、漏れなくご記入願います)  
 (2) 退去が確定しましたら遅滞なくお手続きください。半年以上遡っての解約日(退去日)をご記入の場合は退去日の分かる証明を同封ください。  
 (3) 返還保険料口座は、**ご契約者様名義の口座以外の口座名義指定は出来ません。**  
 (4) 書類に不備がございますとご連絡をさせていただく場合もございます。ご連絡先は必ずご記入願います。  
 (5) お引越時には変更または解約のお手続きをお願いします。

株式会社あそしあ少額短期保険 御中 下記の通り、保険契約の解約を依頼します。 **必要事項をご記入のうえ、下記送付先までご郵送ください。**

契約者	証券番号	A S 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	会社使用欄
	解約日 (退去日)	20 20 年 01 月 31 日 ※ご記入日付の24時をもって補償が終了します。	
	フリガナ ご契約者名	アソシア ハナコ あそしあ 花子	捺印欄 ①
	ご連絡先TEL	090 - 0000 - 0000	
退去物件名 /号室	〒102-0073 千代田区九段北3-2-5 あそしあマンション201号室		

必ず記入・捺印してください。

以外の金融機関	金融機関 名称	銀行 信用金庫 信用組合 農協	コード	千代田	本店 支店 出張所	コード	001
	口座名義人 (契約者)	フリガナ アソシア ハナコ	種別	普通 当座	口座番号	0123456	
ゆうちょ銀行	口座名義人 (契約者)	フリガナ アソシア ハナコ	記号	番号	1500012345671		

▼解約の証となる「解約手続き完了のお知らせ」をご希望される場合は、郵送先住所をご記入ください。

〒

送付先  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル 2階  
株式会社あそしあ少額短期保険 行

担当者 所管長

# 解約依頼書 (新家財総合保険「わが家の保険」)

※ご記入前に必ず、ご一読願います※

- 本書類は、**ご契約者様ご本人の直筆**でご記入願います。(太線内は全て、漏れなくご記入願います)
- 退去が確定しましたら遅滞なくお手続きください。半年以上遡っての解約日(退去日)をご記入の場合は退去日の分かる証明を同封ください。
- 返還保険料口座は、**ご契約者様名義の口座以外の口座名義指定は出来ません。**
- 書類に不備がございますとご連絡をさせていただく場合もございます。ご連絡先は必ずご記入願います。
- お引越時には変更または解約のお手続きをお願いします。

株式会社あそしあ少額短期保険 御中 下記の通り、保険契約の解約を依頼します。 **必要事項をご記入のうえ、下記送付先までご郵送ください。**

必ず記入・捺印してください。

契約者	証券番号	A S	会社使用欄
	解約日 (退去日)	20 年 月 日 ※ご記入日付の24時をもって補償が終了します。	
	フリガナ ご契約者名	アソシア ハナコ	捺印欄 ①
ご連絡先TEL	-		
退去物件名 /号室	〒		

「選択のうえ記入してください。」

以外の金融機関	金融機関 名称	銀行 信用金庫 信用組合 農協	コード	本店 支店 出張所	コード
	口座名義人 (契約者)	フリガナ	種別	普通 当座	口座番号
ゆうちょ銀行	口座名義人 (契約者)	フリガナ	記号	番号	1

▼解約の証となる「解約手続き完了のお知らせ」をご希望される場合は、郵送先住所をご記入ください。

〒

送付先  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル 2階  
株式会社あそしあ少額短期保険 行

担当者 所管長

## もしも、事故が起きてしまったら…

もしも保険事故が起きてしまったら、身の安全を確保したのち、事故受付センターへご連絡ください。24時間、365日受付いたします。

### あそしあ 事故受付センター

0120-956-834 携帯・PHS OK

受付時間 / 24時間・年中無休

※事故受付以外の業務(初期対応等)は、営業時間内(9:30~17:00、土日祝日・年末年始を除く)に限らせていただきます。  
電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。



## こんなときは、ご連絡ください!

ご契約についてご不明点がある場合や、契約内容を変更したい場合、解約したい場合などには、代理店または下記の弊社コールセンターへお問合せください。

- 契約内容を確認したいとき
- 改姓したとき
- 詳しい補償内容を知りたいとき
- 世帯構成人数が変わったとき
- 引っ越したとき

### あそしあご契約関連事務 コールセンター

0120-953-827 携帯・PHS OK

受付時間 / 9:30~17:00 (土日祝日・年末年始を除く)

補償内容やお手続等についてご不明点ございましたら、お気軽にお問合せください。

電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。



## 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行(保険金支払いなど)のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社(関連会社・団体を含む)が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページ(https://www.associa-insurance.com)をご覧ください。

(注)上記の「第三者」とは保険事故の関係者(当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など)、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

## 保険料決済に関する覚書(保険料分割払いの集金契約の場合)

保険契約者と株式会社あそしあ少額短期保険(以下、「あそしあ」)は、保険契約に関して、以下の通り、合意した。尚、本覚書の各条項は、保険契約の各条項に優先して適用される。

### 第1条(集金義務の委託)

あそしあが、保険契約に定める保険料に関して代理店またはその委託先に集金義務(以下、「本サービス」)を委託することについて、保険契約者はこれに同意する。尚、保険契約者は、代理店またはその委託先が当該業務の全部又は一部を代理店またはその委託先の指定する第三者に再委託することにつき、予め承諾する。

### 第2条(支払方法)

保険契約に定める保険契約者のあそしあに対する支払は、代理店またはその委託先と保険契約者(賃借人)間の家賃等の集金契約の定めに基づいて取扱うものとする。

### 第3条(滞納に関する取り扱い)

保険契約者のあそしあに対する保険料の支払が遅れた場合、代理店またはその委託先はあそしあに代わって、保険契約者に対して保険料の滞納額を通知することができる。

## 変更・解約依頼書 ご郵送の手順

- ①「契約内容変更依頼書」または「解約依頼書」に記入・捺印漏れがないことをお確かめください。
- ②定型封筒をご用意いただき、依頼書を二つ折りにして封入・封緘してください。
- ③右の宛名用紙を切り取り、封筒の宛名面にのりで貼り付けてください。  
封筒の左上角に合わせて貼り付けてください。
- ④封筒裏面に差出人である契約者様の氏名・住所をご記入ください。
- ⑤郵便ポストへ投函してください。切手は不要です。

※右の宛名用紙の差出有効期間が過ぎている場合は、弊社のホームページから最新版を印刷してご利用ください。

ご契約内容を変更する場合には「契約内容変更依頼書」、  
ご契約を解約する場合には「解約依頼書」のご提出が必要です。(契約内容変更依頼書・解約依頼書は、P13、15にございます。)

WEBにてご契約内容の変更・ご契約の解約ができます。

契約内容  
変更はこちら



解約はこちら



料金受取人払郵便

1 0 2 8 7 9 0

206



差出有効期間  
2023年12月  
31日まで  
(切手不要)

※差出有効期限が過ぎている場合は、弊社ホームページから最新版を印刷してご利用ください。

東京都千代田区九段北3-2-5  
九段北325ビル 2階

株式会社  
あそしあ少額短期保険  
変更・解約係 行



キリトリ



# 引越しチェック

忘れずチェック!

## お手続きリスト

- 電気
- ガス
- 水道
- 電話
- インターネット
- 各種住所変更
- 運転免許
- 銀行
- クレジットカード

メモ

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

引受少額短期保険業者



ASSOCIA SSI

株式会社 あそしあ少額短期保険

(旧 株式会社アソシア) 関東財務局長(少額短期保険)第11号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル2階

[TEL] 03-3265-9290(代表) [FAX] 03-3265-9291

[URL] <http://www.associa-insurance.com>

取扱代理店

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の代理業務を行っており、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。